

利益相反管理方針

J Aかとり

当J Aかとり（以下、「当J A」といいます。）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、その概要を次のとおり公表します。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当J A等の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の種類

「利益相反のおそれのある取引」の種類および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

(1) お客さまと当J A等との間の利益が相反する類型

- ・ 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
- ・ 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

(2) 当J Aの「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

- ・ 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

(1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署が予め類型化します。

(2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。

(3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。

(4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。

(5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当 J A は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当 J A が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当 J A の定めにより記録・保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当 J A は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当 J A 全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとし、また、当 J A の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当 J A は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

8. 方針の改廃

この方針の改正および廃止は、理事会で決定する。

附 則

この方針は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

利益相反管理規程

平成 21 年 5 月 20 日制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、当組合の利益相反管理にかかる基本方針である「利益相反管理方針」および利用者保護等管理規程に則り、当組合との取引に伴い、利用者の利益が不当に害されることのないよう、当組合の利益相反管理体制を整備するために必要な事項を定め、もって利用者の利益を保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「利用者」とは、当組合の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかる利用者であって、①既に取り引がある者、②取引関係に入る具体的可能性のある者をいう。

2 この規程における「利益相反」とは、①利用者と当組合の利益が相反する場合、②複数の利用者間の利益が相反する場合をいい、「利益相反のおそれのある取引」とは、当組合等の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかる利用者との取引に伴い、利用者の利益を不当に害するおそれのある取引をいう。

3 この規程における「信用事業関連業務」、「共済事業関連業務」とは、それぞれ信用事業にかかる事業または業務、共済事業にかかる事業または業務をいい、「金融商品関連業務」とは、登録金融機関業務をいう。

第 2 章 利益相反のおそれのある取引およびその特定

(利益相反のおそれのある取引の特定・類型化)

第 3 条 総務企画部（第 10 条で規定する利益相反管理統括部署）は、利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引をあらかじめ特定・類型化するものとし、その有効性を定期的に検証し、見直しを行う。

2 当組合において新規業務を開始しようとする場合または新規商品を取り扱おうとする場合には、当該業務を所管する部署はその業務に伴う取引の取扱いが利益相反のおそれのある取引の類型に該当するか、金融共済部へ報告・相談する。総務企画部は利益相反のおそれのある取引の類型に該当するか検証する。

3 類型化は「利益相反のおそれのある取引の特定・管理方法」（別紙）により行う。

(利益相反のおそれのある取引の特定の方法)

第 4 条 各支店では取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引と

して類型化された取引に該当するか確認する。該当すると判断した場合は、「利益相反のおそれのある取引の特定および対応措置の概要にかかる記録」（様式）により金融共済部に報告する。このとき、各支店で判断しかねる場合、または類型には該当しないものの該当すると疑われる場合は金融共済部に相談する。

- 2 金融共済部は各支店からの相談を受けて、各支店と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行う。

第3章 利益相反取引の管理

（利益相反のおそれのある取引の管理方法）

第5条 第3条によりあらかじめ特定・類型化した利益相反のおそれのある取引（以下この条において「対象取引」という。）について、次の各号に定める管理方法により管理を行う。

- (1) 対象取引を行う部署と対象取引によって利益が不当に害されるおそれのある利用者との取引を行う部署を分離する方法
 - (2) 対象取引または対象取引によって利益が不当に害されるおそれのある利用者との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
 - (3) 対象取引に伴い、利用者の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該利用者に適切に開示する方法
 - (4) その他対象取引を適切に管理するための方法
- 2 管理方法については、「利益相反のおそれのある取引の特定・管理方法」（別紙）により定めるものとし、金融共済部で一元的に管理し、その有効性を検証する。

（利益相反のおそれのある取引の管理の記録および保存）

第6条 金融共済部は、利益相反管理体制の下で実施した、利益相反のおそれのある取引の特定および利用者の保護を適正に確保するための措置について、記録・保存する。利益相反のおそれのある取引に該当しないと判断した場合も、かかる判断について記録・保存する。

- 2 前項に掲げる記録は、「利益相反のおそれのある取引の特定および対応措置の概要にかかる記録」（様式）により行う。この場合の記録の保存は、作成の日から5年間とする。

（利益相反管理統括部署におけるモニタリング）

第7条 金融共済部は、第5条で規定した管理方法が適切に実施されているかについて、各部署に報告を求める等により、適切にモニタリングを行う。

- 2 金融共済部は、各部署からの報告・相談や新規業務等による利益相反のおそれのある取引の特定の結果等を踏まえて、定期的および随時に類型の追加・変更の検討を行うこと等により、「利益相反のおそれのある取引」の妥当性について定期的に検証を行うものとする。

(利益相反管理にかかる個別の規定等)

第8条 利益相反のおそれのある取引の類型として定められている取引にかかる相談・報告、特定および管理の具体的な方法については、この規程に定めるほか、「利益相反のおそれのある取引の特定・管理方法（例）」に定める関係事務手続等によるものとする。

第4章 利益相反管理態勢の運営に関する組織等

(理事会の責任)

第9条 理事会は、利益相反管理の重要性を認識し、利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備・確立するため、以下に掲げる事項について責任を有する。

- (1) 利益相反管理方針の制定、改廃に関する事
- (2) 利益相反のおそれのある取引の特定および管理方法に関する事
- (3) 利益相反を管理・統括する部署の設置等、利益相反管理体制の整備に関する事
- (4) 利益相反管理に関する役職員の教育および啓発態勢の整備に関する事
- (5) その他利益相反管理を適切に行うための必要な措置に関する事

(利益相反管理統括部署および統括者)

第10条 当組合の利益相反管理態勢全般にかかる利益相反取引の管理の統括部署は総務企画部とし、その長を統括者とする。

2 総務企画部はこの規程で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を実施する役割と責任を有する。

- (1) 利益相反管理方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性について定期的に検証を行い、改善すること。
- (2) 利益相反の特定または管理に必要な情報を入手し集約すること。
- (3) 利益相反の特定およびその管理のために行った措置について記録がなされ、作成日から5年間保存される態勢を構築すること。
- (4) 「利益相反管理方針の概要」を店頭掲示やホームページへの掲載等により公表すること。
- (5) 役職員に対して定期的な研修を実施し、利益相反管理について役職員の周知徹底を図ること。

(コンプライアンス委員会および監事への報告)

第11条 統括部署長は、利益相反管理体制にかかる以下の事項をコンプライアンス委員会に四半期毎に報告する。

- (1) 利益相反管理体制の運営状況全般に関する事項
- (2) 「利益相反のおそれのある取引」に関する新しい類型等
- (3) 利益相反管理体制の整備に関する事項

- (4) その他利益相反管理体制の運営に関し必要と認めた事項
2 前項による報告結果については、適宜とりまとめ、監事に報告する。

(監査室による内部監査)

第12条 監査室〔内部監査担当部署〕は、利益相反管理統括者をはじめ、利益相反管理にかかる人的構成および業務運営体制について、定期的に検証を行うものとする。

第5章 利益相反管理方針の概要の公表

(利益相反管理方針の概要の公表)

第13条 金融共済部は、利益相反のおそれのある取引の種類、利益相反管理の方法、利益相反管理体制等を分かりやすく記載した「利益相反管理方針の概要」を店頭掲示やホームページへの掲載等により公表する。

第6章 その他

(規程の改廃)

第14条 この規程の重要な改正および廃止は、統括部署と金融共済部が検討を行い、組合長が決定する。

(附 則)

この規程は、平成21年6月1日から実施する。

(附 則)

この規程の改正は、平成22年10月1日から実施する。

(附 則)

この規程の改正は、平成23年2月18日から実施する。

利益相反のおそれのある取引の特定・管理方法

類 型	特 定	関係事務手続	管理方法
利用者等と自組合の利益が相反する類型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秘密保持契約を締結して特定部署が入手した利用者情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する以下の取引。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 組合が指定する事業（給与振込、投信販売等）の利用を融資の申込みの条件とする場合。 ▶ 貸出実行する際や今後の貸出取引維持の前提として、他事業取引（JA共済への加入等）または組合の関連会社・取引先との取引を条件として提示するような場合。 ▶ 貸出先の経営方針や役員人事などに強く意見を述べ、承認させるような場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス・マニュアル <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス・マニュアル ・ 農協法第 11 条の 2 の 3 ・ 共済推進コンプライアンス・ハンドブック 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象取引を行う部門と当該利用者との取引を行う部門を分離する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス・マニュアル等に基づき適切な対応を行う。
複数の利用者間の利益が相反する類型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス・マニュアル 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス・マニュアルに基づき適切な対応を行う。

支店（対応部署）	
支店長	副支店長

作成日：_____

支店名：_____

利益相反のおそれのある取引の特定および対応措置の概要にかかる記録

利益相反のおそれのある取引の内容
特定・類型
対応措置の内容

- (1) 支店（対応部署）にて、「利益相反のおそれのある取引の内容」および「特定・類型」を記入する。
- (2) 支店は金融共済部（統括部署）に報告・相談し、対応を協議する。金融共済部は、その結果を「対応措置の内容」に記入する。

金融共済部（統括部署）	
部長	金融・保全課長

(保存期間：作成日から5年間)